

# 鎌倉時代写「論語集解」断簡について(下)

高橋 均

はじめに

本稿は先に発表した「鎌倉時代写『論語集解』断簡について(上)」(「中国文化」第60号・2002年)に続くものである。全体の目次を示せば以下のようであり、(上)としてすでに発表したのはその内の1より4である。

- 1 断簡の概要
  - 2 断簡経注のテキストの検討
  - 3 断簡の書き入れ——オコト点・声調・音訓
  - 4 断簡の書き入れ——摺本
  - 5 断簡の書き入れ——論語音義の校記
  - 6 「附論」資料から見た經典の読解と釈文の書き入れ
- 5 断簡の書き入れ——論語音義の校記

この断簡の書き入れとして見逃すことができないものが、經典釈文・論語音義の書き入れである。

論語集解のなかに論語音義が書き入れられるのは、この断簡に限られるものではなく、いくつかの古抄本論語集解の中に見られるものである。今論語音義が書き入れられている古抄本論語集解を挙げると、正和本、嘉暦本の二古抄本があり、建武本と宗重本にはまったく書き入れは見られない。

正和本、嘉暦本などに書き入れられている論語音義を、現在通行している論語音義<sup>(1)</sup>(以下「現行本論語音義」)と比べると、行文に異なりがあるばかりでなく、さらに現行本論語音義には見えない条目もある。そのような異同が生じた原因を考えると、さまざまの理由があるが、その一つとして論語音義が作られた際に用いられた論語のテキストと、その後通行するようになった論語のテキストの行文に異同が生じたために、後に通行する論語のテキストにもとづいて論語音義が改められたことが大きい。そして、正和本、嘉暦本に書き込まれている論語音義は、後の改編を受ける以前の論語音義で、そのために

[1]

現行本論語音義と行文に異なりがあると考えられるのである<sup>(2)</sup>。

このように古抄本論語集解に書き入れられている論語音義（以下「書き入れ論語音義」）と現行本論語音義とに差異があることを認めたくえて、書き入れ論語音義には現行本論語音義とはなほだしく異なる点がある<sup>(3)</sup>。それは、書き入れ論語音義が、現行本論語音義と比べて条目が少なくなっていること、さらにその記述内容が簡略である点（問題点A）が一つ、それと、正和本と嘉暦本とに書き入れられている論語音義が一致せず、その内容・条数に差がある（問題点B）、という二点である。こうした問題があることを踏まえて、断簡に書き入れられている論語音義を検討してゆこう。

そこで先ず現行本論語音義と断簡に見える論語音義の書き入れ、さらに正和本、嘉暦本に見える論語音義の書き入れのすべてを整理して比べ合わせたのが次の表である。

	[ 現行本音義 ]	[ 断簡音義 ]	[ 正和本音義 ]	[ 嘉暦本音義 ]
[ 悪夫 ]	上鳥路反下音符	鳥路反	鳥路反	——
[ 給應 ]	應對之應	- 對之	- 對之	——
[ 曾皙 ]	星歴反	星歴反 音昔	——	——
	史記云曾葢字皙	史記云曾葢字皙	——	——
		音赤	音赤	音赤
[ 侍坐 ]	才臥反又如字	在臥反又如字	才臥反又如	才臥反
[ 長乎 ]	丁丈反	丁丈反注	丁丈反	丁丈反
[ 毋 ]	音無	——	——	——
[ 吾以 ]	鄭本作已	鄭本作已	——	——
[ 難對 ]	乃且反	乃且反	乃且反	——

〔 〕内は、音義がつけられている経・注の語句。- は、文字省略符号。  
 ——は音義が書き入れられていないことを示す）

今断簡、正和本、嘉暦本という三本の論語集解に書き入れられている論語音義を比べると、まず気づくことは、断簡への書き入れが最も多くて八条（「星歴反音昔」と「史記云曾葢字皙」とを一条と数える）で、次いで正和本が六条、嘉暦本への書き入れはわずかに三条である点である。このような古抄本間に見られる書き入れの条数の差が、先に指摘した問題点Bである。

断簡の八条と正和本の六条を比べると、正和本には見えない書き入れ論語音

義の二条とは、「曾皙（皙）」についての条目と、「吾以」についての条目である。後者については「鄭本作已」とあるように、字音を示す音義ではなく、テキストの異同、しかもそれは当時の日本では直接見ることのできない論語鄭注本というテキストとの異同である。そうであれば、この音義は漢字の音や意味を直接に示しているものではないから、書き入れをした人にとって論語を読み解く場合に無用とみなされる可能性があったのかもしれない。あるいは、音義の記述内容を理解できない可能性があったのかもしれない。この問題を含め、書入れが少なくなっている理由については、後でまた触れる。

次に、現行本論語音義と比べてどうであろうか。断簡の八条を現行本論語音義と比べると、現行本の音義も同じく八条で同じであるが、内容に少しの違いがある。その内「毋 音無」という条目は、現行本音義に見えて断簡には見えないが、それは経文が「毋」となっている場合に限って必要な音義である。ところが、断簡（正和本、嘉暦本も同じであるが）の経文は、ここが「無」字に作られていて、そのようなテキストでは必要ない音義であるから、書き入れられなかった可能性が高い。また断簡に見える「音赤」は、現行本論語音義には見えない。この条目については、後にまた検討する。このようにみると、断簡に書き入れられている音義は現行本の音義とほぼ一致していて、それに「音赤」の一条が加えられているという差異になる。つまり、断簡の書き入れ音義は古抄本論語集解に書き入れられている論語音義より、かえって現行本論語音義に近いということになるのである。

私は古抄本論語集解に見える論語音義の書き入れについて、かねがね一つの疑問を持っていた。それは正和本にせよ嘉暦本にせよ、そこに書き入れられる音義が現行本論語音義と比べて少なく、記述内容が簡略であるということである（問題点A）。もちろんその疑問は、現行本論語音義と比べて生じる疑問であるが、その理由としてとりあえず考えられることは、以下のようなことである。

諸抄本論語集解に書き入れをした際にもとづいた、当時日本に存在した論語音義が、現行の論語音義と大幅に異なっていたという見方である。しかし、それでは正和本と嘉暦本とに書き入れられている音義の条数と内容になぜこのような差が生ずるのかということを説明することは難しい。今ここで取り上げている範囲に限っても、断簡で八条、そして正和本で六条、嘉暦本で三条と差があり、この傾向は、それぞれのテキストの全体にいえることである。この疑問については、当時音義を諸抄本に書き入れた人が、書き入れるに際して音義を

取捨し書き入れたからではないかと考えることもできそうである。だがしかし、現在と違って音義を見ることもたやすくはない時代に、古抄本に音義を書き入れようと図る人が初めから音義の書き入れを取捨するようなことがあるのだろうか。当時すでに音義が重視されていることは予想されるから、そうであるならば、音義を取捨することなしにすべて書き入れるのではないか、というきわめて素朴な疑問である。しかしこれまで正和本、嘉暦本に記される音義の書き入れの検討からは、その疑問を解くことはできなかった。

ところが、すでに検討したように断簡への音義の書き入れは、「音赤」を除いて現行本音義とほぼ一致している。ということは、断簡という量的にきわめて少ない証拠からの推論であるが、断簡に論語音義を書き入れた人は、経注の文字の異同によって明らかに不必要であると判断される箇所を除いて、すべての音義を取捨することなしに書き入れていたと言えそうである。本断簡はまったく無作為にもとの古抄本論語集解から裁断されていると考えられるから、論語音義の書き入れは断簡の範囲に限られることではないはずである。断簡に裁断される以前の古抄本論語集解には、全体にわたって現行本音義とほぼ同文の音義が、そのまま取捨されることなしに書き入れられていたという結論を下して差し支えないであろう。このことは、論語音義の各条がほぼそのまますべて書き入れられた古抄本論語集解が存在したということであり、私が年来抱いていた古抄本論語集解への論語音義の書き入れについての疑問を解決するものといえそうである。

断簡に見える論語音義の書き入れと、正和本、嘉暦本などの書入れから、私は次のような推測をする。日本に音義が将来されその有用性が認められた時、ある人がそれを読み、さらに該当する古抄本論語集解のそれぞれの箇所に音義の全文を書き入れた。ついでその書き入れを別の古抄本論語集解に書写した人は、取捨選択して書き入れていったのではないか、という推測である。つまり古抄本論語集解への音義の書き入れは、その所有者がそれぞれ個別に音義を見て自分のテキストに書き入れていったのではなくて、すでに音義が書き入れられているテキストを見て、音義などを含む校記を合わせて取捨選択しながら書き入れていったと推測するのである<sup>(4)</sup>。それでは音義を取捨選択する基準とは何か。次にそのことについて考えてみたい。

まず断簡に書き入れられている音義と正和本に書き入れられている音義とを比べると、前にも触れたように正和本のほうが二条少ない。少なくなっている二条のうち、一条は「鄭本作已」という鄭注本と集解本との異同であった。こ

の音義を書き入れた人が、かりに鄭注本論語の存在は知っていたとしても、鄭注本そのものが日本に将来されていた可能性は疑わしいから<sup>(5)</sup>、それを目にすることは殆どなかったであろう。すると、「鄭本作已」を書き入れる意味はあまりないと判断されかねない。まして鄭注本についての知識が無い場合には、このような音義の記述内容が理解できない可能性があり、そうであれば不必要な書入れとみなされて、別本に書き入れられる可能性はまったくなくなってしまふ。これは經典釈文・音義が、經書を読むことを目的とする実用書であるという性格を持つこととも関連する問題である。かくしてこの条目は、音義の転写の際に取捨選択の対象となり、仮に正和本の書入れを行なった人の見ているテキストにこの条目があつたとしても、正和本に書き入れられることはなくなってしまうのである。これが断簡に書き入れられている音義「鄭本作已」が、正和本に書き入れられていない経緯ではないだろうか。次に「星歴反 音昔」「史記云曾葢字皙」という条目であるが、断簡には記されているが正和本には見えない。ただここで目を引くのは、断簡にはこの音義とあわせて「音赤」と記されることである。「皙(皙)」については、現行本音義が「星歴反」という反切を付しているが、それに「音赤」という音が示されることはないはずである<sup>(6)</sup>。ここから考えられることは、「音赤」という音注が論語音義にもともと有つたものではなくて、日本で音義の音注に倣つて考案され付けられたものではないのかということである。難字である「皙(皙)」の日本漢字音を知るためだけであれば、「星歴反」という反切よりも、「音赤」のほうが簡明瞭である。そこで、元來音義についていた「星歴反 音昔」に加えて、「音赤」が記されたのである。もちろん、断簡に書き入れを施したものが、この「音赤」を發案しそこに書き入れたのかどうかまでを決めることはできないが、そして正和本に音義を書き入れた人は、本來の音義である「星歴反 音昔」を捨てて、この「音赤」だけを書き入れたのではないのだろうか。その結果、正和本に「音赤」のみが記され、嘉曆本にも「音赤」だけが記されることとなつたのであろう。「音赤」という書き入れは、音義がほとんど書き入れられていない建武本論語集解にも記されていて、この音注の有用さを示している。ただ「史記云曾葢字皙」が正和本に見えない理由は、今不明である。

こうした傾向をさらにもう一步進めて、難字の傍らにカナで読みをつければ音注にかかわる音義の書入れも不要となる。建武本論語集解、宗重本論語集解などで音義の校記が消え、それに代わつてカナの書き入れが増えたことが、それを裏付けているのではなからうか。

そこで、断簡とこの二種の論語集解とのカナの書入れを整理したのが次である。

	断簡	建武本	宗重本
[悪夫]	一ム 一ノ	ニクム カノ	—— カ
[給應]	——	——	キウ キヨウ
[曾皙]	——	ソウセキ	ソウセキ
	音昔／音赤	音赤	——
[侍坐]	——	シサセリ	シサ
[長乎]	タル	チヤフタルヲ	一タル
[毋]	——	ナカレ	ナカ
		一本ニハ毋ナカレ	
[吾以]	一レ	モツテスルコト	一テ
[難對]	ハ、カル フル	ハ、カル フルニ	ハ、カル コタフル

(——は、仮名が記されていないことを示す)

これを見てわかるように、建武本、宗重本に見える音義らしき書き入れは、建武本に記される「音赤」だけで、他はすべて仮名による音あるいは読みである。なかでも断簡が〔侍坐〕〔曾皙〕〔長乎〕について音義のみを書き入れ、仮名は書き入れていないのに対して、建武本、宗重本では仮名で音が示され、音義の書き入れはない。論語音義の書き入れは、このような仮名による読みが記された時には、もはや不要となるのである。

断簡に見える音義の書き入れはわずか八条である。しかし、正和本や嘉暦本の音義の書入れからは知りえなかった新たな事実を知ることができるのである。以上から、経典釈文・論語音義を論語の読解に参考として受け入れた当時の人々は、次のようにそれを受容していったものと推定する。断簡の音義書き入れの様相から見て、音義はまず最初に全ての条目が書き入れられ、次いでそれが取捨選択される形で次のテキストに書き入れられ、さらに漢字音については音義に代わってカナが用いられるようになっていったという推定である。もしこの推定が正しいと認められるならば、音義を最も多く書き入れている断簡が、諸古抄本論語集解の中で最も古いテキストの一つとなる可能性が高いといえるのである。

## 6 「附論」資料から見た經典の読解と釈文の書き入れ

前節で断簡に書き入れられている論語音義を中心にして、他の古抄本論語集解の書き入れをも合わせ検討し、論語音義がどのように受け入れられたかということについて考えてみた。ここでは「附論」として、当時の資料に基づき、日本の中世において経書・經典釈文がどのように読まれ、それが書き入れられたかということを検討することとする。残念ながら直接論語音義にまで言及することはできないが、当時のありようを知ることから、論語音義の書き入れの状況を推測する拠りどころとなるであろう。取り上げる人物は藤原頼長（1120—1156）と彼の日記である「台記」である。

頼長の「台記」から、彼が極めて熱心に中国の古典を学んでいたことが明らかになる。彼にとって中国の古典を学ぶことは、たんなる教養としてではなくて、政治を行う際の指針を身につけることであった。その範囲は、左伝、礼記、孝経、毛詩、尚書などの経書から、老荘に渉る広範囲の書物であった。とりわけ、康治元年（1142）から二年（1143）にかけては、関心は左伝に集中していたようである。彼にとって左伝が、政治に携わるためにはきわめて有用な書物である、という認識があったからであろう。その日記から左伝の記事を拾うと次のようである。（日記の記事を明らかにするため、日時と記事内容とを改行して記す）

康治元年正月二十日甲寅、

読合左傳哀公羊。

文はわかり難いが、哀公の部分を読んだということであろう。文末の羊字は、哀公の公字に引きずられた衍字であろうか。

康治元年正月二十二日丙辰、

左傳襄読了。

康治元年正月二十三日丁巳、

自今日見左傳。

正月二十三日の「自今日見左傳」という書き方であるが、前から引き続いて読んでいる場合でもこう記す。このように、頼長が毎日といっていいほど左伝を読んでいることがわかるが、そこに左伝の釈文についての記事が見えるので、それを抜書きしてみよう。

康治元年八月二十三日癸未、

經典釋文卷第一、序録、於宇治宿見了。

康治二年二月十八日丙子、

見左氏釋文了、六卷。

康治二年九月二十九日癸未、

經典釋文七卷、康治二年、序録一卷首付、左傳六卷、勘付本書。

これら日記の記述で、「康治元年八月二十三日癸未、經典釋文卷第一、序録。於宇治宿見了。」とあるから、頼長はまずは經典釈文の序録を読んだのである。それから、康治二年二月十八日には、この時期集中して読んでいたらしい左伝にあわせて左伝釈文を読み終わっている。左伝釈文をいつから読み始めたか、それは日記には記載がないが、六巻とあるから、左伝の釈文を全部読んでいることがわかる。康治二年九月の「經典釋文七卷、康治二年」とあるのは、その年に經典釈文を読んだという、彼の読書記録の一条である。經典釈文七巻とは、注に記されるように、序録一卷と左伝釈文六巻を合わせた数である。經典釈文は三十巻、その全巻を持っていて、そのうちからたまたま序録と左伝釈文を読んだのか、あるいは、序録と左伝釈文だけを持っていてそれを読んだのか、そこまでは分からない。序録一卷には「首付」とあるから、序録の抜書きを作ったというのである。もちろんその抜書きは存在しないから、どのような内容であるかは想像するしかない。序録を読むことによって、経書がどのように伝えられたか、それぞれの経書にいかなる注釈家、注釈書が存在するのか、経書の全体像を知る手がかりとしたのかもしれない。いずれにしても、頼長のような中国の書物に強い関心を持つ人物にとって、序録はきわめて興味を引き起こす書物であったに違いなく、それが抜書きを作るに値する資料であると認めたのである。左伝釈文六巻をどのように読んでいったのかも問題が残るところである。「勘付本書」とある「勘付」とは、書物を読んでいて気付いたこと、重要だと思われることを書きつけることであろうか。「本書」とは、左伝釈文を指すのであろうか、それとも、左伝を指すのであろうか。釈文に釈文の抜書きを書きつけることは考えられないから、ここは左伝ととって、「勘付本書」とは、左伝に釈文を書き入れるような作業を意味すると想定するのである<sup>(7)</sup>。いずれにしても頼長という人は、太平御覽を一百三十八巻まで読み、さらに出仕の行きかえりの車の中でそれを暗記しようと試みるような人である。左伝に関しては、頼長は、永治元年(1141)に「左傳三十卷 抄 首付」(左伝三十巻についての抜書き)を作り、また「同釋例十六卷 首付」(釈例十六巻についての抜書き)を作ったと記している。彼が左伝の釈文を読むのはその翌年である。頼長が左伝の釈文を片端から読んでいっては、左伝中の難字の読音と意味、さ



らに異文をたしかめ、当然のことながらその抜書きを作るか、あるいは、それを左伝の本文中に書き入れていったということが考えられる。釈文の書き入れは、このような過程を経て作られたものではないだろうか。ただ彼がこうして抜書きつくり書き入れた左伝、左伝釈文は残念ながらいずれも現存しないのだが。

さらにまた久安四年(1148)十一月十六日の条に、次のようなことが記されている。

久安四年十一月十六日庚子、

依例講左傳、講師頼業、問余及俊通、論議四條、講師皆任釋文答之、足感歎。

いつものように左伝の講論会が開かれ、頼業が講師となり、余(頼長)と俊通とが質問者となって、質問が発せられた。「問余及俊通」の「問」は、「問者」ということ、講論会の質問者である。こうした講論会には、講師と問者があらかじめ決められていた。「論議四條」ということは、四箇所について議論があったのだろうが、それが何についてであるかまでは分からない。ただ「講師皆任釋文答之」と記すから、漢字の読音か意味か、または異文についてであろうか。いずれにせよ、講師頼業の答えは釈文をよりどころとしたもので、頼長はその答えのすばらしさに感歎したというのである。ここで注目したいのが、頼長が感歎したのは、講師頼業が釈文によって答えた点にある。ここから分かることは、釈文が経書解釈の新しい資料として使われており、そのことが、新鮮な驚きとして頼長によって記されているのである。頼長がはじめて左伝を読むのが永治元年(1141)であり、左伝の釈文を見るのが康治元年(1142)であって、それから五年の時間があつて、釈文がさらに多くの人々によって経書読解の新資料として用いられるようになっていたということである。

また天養元年(1144)七月二十五日の項には次のような記述が見える。

天養元年七月廿五日辛戌、

自今日見周易釋文、一卷摺本。

現在の周易釈文もまた一卷である。この釈文は「摺本」であるというからには、当時中国から伝わってきた舶来物の版本の経典釈文で、極めて珍重されたであろう。付け加えれば、頼長にとっても当時の人々にとっても、版本は写本よりはるかに貴重なものであった。「摺本」とわざわざ記す所以である<sup>(8)</sup>。

周易釈文についてはさらに次のように記される。

天養元年八月五日甲申、

周易釋文、委見之間、毎日不過一枚、終夜、不合目四五夜、況手書乎、今日子刻、終其功。

周易釈文をつぶさに読むと一日で「一枚」（一葉ということであろうか）、この間徹夜すること四、五日、真夜中12時頃によりやく写し終わった。とすると版本の周易釈文を彼は誰かほかの人から借りたのであろう、それを七月二十五日から10日ほどかけて読み、書き写したことになる。

周易については、さらに次のように記される。

天養元年十二月二十日丙申、

自去十五日、至今日午刻、周易所勘付之正義、裏、釋文、表、與成佐、敦任等、讀合了。

天養元年十二月三十日丙午、

天養元年所學、

周易釋文一卷。

十二月二十日の日記は、周易の表に正義、裏に釈文が「勘付」されている、そうした周易を五日間かけて成佐、敦任等数人と読み合わせしたというのである<sup>(9)</sup>。ここでいう「所勘付」とはどういうことか、検討してみよう。

頼長が、周易に引き続いて周易正義を読んだのは、この年の四月から六月にかけてである。

天養元年四月二十日辛丑、

周易見了。

天養元年四月二十八日己酉、

見易正義。

天養元年六月二十二日壬寅

周易正義一部十四卷、今日見畢、安見、本經引合、不落一字見畢、正義首付點本、與正義讀、說相違之所用正義、追可裏書也。

そして、天養元年六月二十二日には周易正義を読み終わり、その経文を引き比べ、一字の脱落もないことを確かめ、正義の抜書きを作り、句読をつけていることがわかる。そして説の異なるところは、正義の説を「裏書」したと記す。周易釈文を読むのはこの年の八月である。こうしてみると、十二月二十日に読んだ「周易所勘付」の「勘付」を具体的にいえば、すでに読んでおいた釈文や正義の重要と思われることのメモ、抜書きなどが、周易の表（釈文）と裏（正義）に書き入れられていることを指すのであろう。正義については、六月二十二日の「裏書」などが、この書入れに当たるはずである。以上をまとめる

と天養元年十二月二十日の記事「周易所勘付之正義、裏、釋文、表」とは、周易の經注を記した卷子本の表に釈文が裏に正義が書き入れられているものを指し、それを成佐、敦任等と読んだのである。これらの記事は、卷子本の經書の表と裏に釈文や正義を書き入れることが一般的に行われていたことの明証となるであろう<sup>(10)</sup>。

十二月三十日の記事は、例によってその年の読書記録である。

以上は、頼長と左伝、周易とそれぞれの釈文とのかかわりで、残念ながらここには論語釈文は登場しない。だがたとえ頼長でなくとも、当時頼長と同じようにして論語と論語音義を読んだ人がいるに違いないのである。それが、今論語の中に残る論語音義の書入れなのではなからうか。

## まとめ

以上新出の資料である論語集解の断簡について検討を加えてきた<sup>(11)</sup>。

断簡は古抄卷子本「論語集解」が紙背文書の一葉として今日に伝わったものである。この断簡から明らかになることがいくつかある。断簡に記される論語集解は論語テキストの系統としては中国に伝わる系統ではなくて、日本に伝わる古抄本の系統に属する。断簡に記される書き入れ、なかでも音義の書き入れは、日本に現存する最も古い古抄本である正和本の書き入れより多く、それを現行本音義と比べると音義がほぼそのまま書き入れられていることが分かる。ここから、論語音義は先ず初めは取捨されることなしに、論語集解に書き入れられたものであることは明らかである。

このことは、当時論語を読む際にいかに音義が重視されていたかということを示すものである。しかしそうした音義の書き入れもやがて取捨されて書き入れられるようになり、音義重視の傾向も変質し、とりわけ漢字音についてはカナによる書き入れが取って代わることになる。以上は断簡に見える音義の書き入れを中心として、正和本、嘉暦本及び他の古抄本に見える音義の書き入れの状況をあわせ推測したことである。

総体的に判断して、断簡の書写された時期は、正和本と同時期かあるいはそれよりさかのぼる可能性があること、そうするとこの断簡は、現存する古抄本のいずれよりも古いといえるかもしれない。

## 注

- (1) ここで用いた論語音義は「北京図書館蔵宋刻本影印本」1984・上海古籍出版社

である。

- (2) これらの問題については、下記の拙稿を参照。

「經典釈文・論語音義」考(一)～(六)[平成四年～平成七年 東京外国語大学  
論集 第45集～第50集]

- (3) 古抄本に書き入れられている論語音義は、後代の通行本論語による修改を経ない音義であることは明らかである。しかし今となっては当時の音義を見ることはできないわけであるから、音義の全容を知ろうとするには現行本論語音義に拠るしか方法は無い。さらにいえば、音義の記述内容の細部にわたっては異なりはあっても、音義の全体がどうであったかという問題については、現行本音義を用いて差し支えないと考える。
- (4) 古抄本論語集解にいつごろから論語音義を書き入れるようになったのか。そもそも論語集解、經典釈文・論語音義はいつ頃日本に舶載されたのか。日本国見在書目録にすでに論語集解、經典釈文が記載されるが、はたしてこれが当時の日本に存在したことを示すものなのか。いずれにしても、音義に限らず、書き入れが始まるのには一定程度の学問上の広がりが必要とすることであろう。この点については、本稿「6 附論 資料から見た經典の読解と釈文の書き入れ」を参照。これは単に論語音義の書き入れの如何という問題ではなくて、大きくは日本でいかに中国の学問が受け入れられたか、ということとも関連するであろう。
- (5) 日本国見在書目録には、「論語十卷鄭玄注」と記載されるが、果たして日本に持来されていたのであろうか。充分な検討をおこなっていないが、論語鄭注が日本にもたらされていたかどうか疑問である
- (6) 「暫(暫)」字について音義の反切は「星歴反」であり、広韻は「錫韻 先擊切」とする。それに対して「音赤」となった場合、「赤」は広韻では「昔韻 昌石反」であるから、「暫(暫)」字に「音赤」という音がつけられることはありえない。ただ断簡には「音赤」のほか「星歴反 音昔」とあり、「昔」であれば広韻は「昔韻 思積反」となり、「錫韻 先擊反」と近くなる。
- また「暫(暫)」について、断簡に書き入れられている音義は「星歴反 音昔」であるが、現行本音義はただ「星歴反」とだけあって、「音昔」がない。「星歴反 音昔」は、日本に古く伝わっていた音義を示し、現行本音義に「音昔」が無いのは後になって削られたためであろう。同じように「長乎」の断簡に記される音義は「丁丈反注一」とあり、現行本音義には「注一」部分がない。「注一」は、「注同」ということの省略表現であろうが、現行本に無いのは、後になって削られたものであろう。このように断簡に記されるこの二例の音義は、いずれもかつて日本に存在した音義を、修改を経ないそのままの形で伝えたものであろう。
- (7) 「勘付本書」という記述の意味するところがよくわからない。「勘付」とは、「周易所勘付之正義、裏、釋文、表」という記述から見ても、書物を読んで、重要なことを抜き書きし、書きつける、ということであるらしい。

康治二年九月二十九日の項には、その前に読んだ読書記録が記されていて、そ

ここに「本書」という語が数例見えるが、「勘付本書」はこの一例だけで、他は「書本書裏」などと記される。たとえば「尚書正義二十卷、首付、書本書裏」とあるが、これは、尚書正義について抜書きをつくり、それを「本書」の裏面に書き入れたというからには、尚書正義ではない別の尚書に書き入れたものであろう。そこで「勘付本書」の「本書」を左伝ととって、左伝に釈文を書き入れたと見るのである。

- (8) 日本に古くから伝わる抄本に代わって摺本が珍重されたことについては、「正齋書籍考」巻一（14葉表）に、台記康治二年九月二十九日の所見書目、同年七月二十一日、同年十一月三日、同月二十四日の條を引いて言及があり、その摺本について「所謂摺本トハ、北宋板正義單疏本ヲ指ス是亦此際卷子鈔本ト宋朝冊子板本ト其單疏互ニ行ハレシノ一證ナリ」という。
- (9) 「表」「裏」という用語から見ても、この周易が卷子本の形をとっていたことは明らかである。

このことに関連して、近藤正齋はその「正齋書籍考」巻一（8葉表）に台記康治二年七月十三日の條を引いて次のようにいう。「コレ古人注本正義本兩読ノ法ヲ見ベシ又『書本書裏』ト云フハ正義肝要ノトコロヲ抄出シ經注本ニ裏書スルト云コトナリ其裏書ニスルト云ヲ見レバ此本ミナ鈔写卷子本ナリシコト知ベシ」

近藤正齋が台記にもとづいて注本と正義本とが平行して読まれていたこと、そして正義が注本に裏書されているという指摘は注目に値する。私も本論文では「台記」のこの二点に注目するのであるが、すでに近藤正齋が指摘していることには不敏にして気付かなかった。この点を特に注記する理由である。

- (10) 又卷子本の裏に書き込まれた例として、つぎのように見える。

康治元年五月一日癸巳、

毛詩正義冊卷見了、便首付勾、案文以生徒令書本經裏也。

毛詩正義についての抜書きを作り、それを「生徒」に、「本經裏」というから、毛詩正義とは別本の「毛詩」の裏側に書き付けさせたのであろう。

- (11) 筆者は最近新たに論語微子篇断簡一葉を取得した。断簡には、オコト点が用いられていることから見て、鎌倉時代のもので推定されるが、カナが多用され、音義の書き入れが見えないことなどから、本断簡より書写時期は下るのではないかと考える。新得断簡については、機会をあらためて紹介するつもりである。

(大妻女子大学)